

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	重度障がい児の障がいの程度についての受診命令	
根拠法令等及び条項	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第11条	
処分基準	根拠条項	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第11条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市長は、必要があると認めるときは、保護者に対してその保護する重度障がい児の障がいの程度について判定を受けるよう命ずることができる。</p>	